

令和6年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業に係る
共同企業体（JV）設置要綱

(目的)

第1条 沖縄県環境部が委託発注する令和6年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業（以下、「対策事業」という。）に係る共同企業体（以下、「対策事業JV」という。）の業務実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対策事業JVとは、沖縄県環境部が発注する対策事業の遂行を目的として結成され、当該業務の完了及び成果品の引渡し完了により解散する共同企業体をいう。
- (2) 構成員とは、対策事業JVを構成する者をいう。

(業務の実施)

第3条 対策事業JVの業務実施は、各構成員が対等の立場で、一体となって取り組むこと。

(構成員)

第4条 構成員の数は2又は3業者とする。

(結成方法)

第5条 対策事業JVの結成方法は、自主結成とする。

(代表者)

第6条 対策事業JVの代表者は、対策事業の委託候補業者として沖縄県環境部から指名を受けた者であり、かつ、構成員のうち最大の遂行能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第7条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の割合以上でなければならない。

- (1) 2業者の場合 30%
- (2) 3業者の場合 20%

(対策事業JVの存続期間)

第8条 対策事業JVの存続期間は、委託契約書に基づき成果品の引き渡しが完了した後、3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該委託業務に瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帶してその責を負うものとする。

2 対策事業JVのうち、請負契約の相手方とならなかつたものは、当該委託業務に係る請負契約が締結された日を以て解散されたものと見做す。

(定めのない事項)

第9条 これに定めのない事項については、別に定める。